

## 誓約書

年 月 日

（あて先）  
松戸市水道事業管理者

設置者  
住所  
氏名  
電話番号

災害時の生活水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、目的以外で不適切使用防止措置を解いた場合は、松戸市水道事業管理者のいかなる処置に対しても申立てしないことを誓約いたします。

### 記

#### 1 設置場所

#### 2 建物名称

#### 3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害等により松戸市水道事業から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用します。
- (2) 非常用給水栓の設置により予期せぬ事故、受水槽等の不具合が発生しても松戸市水道事業管理者へ一切申し立てをしません。
- (3) 非常用給水栓の設置者、管理責任者について変更が発生した場合は、受水槽に設置する非常用給水栓に係る要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定に基づき「設置者および管理責任者選定（変更）届」（第1号様式）を水道事業管理者へ提出します。
- (4) 非常用給水栓は、災害時に速やかに使用できるものとしませんが、災害時以外に不適切な使用がないように防止措置を行い、管理責任者が適正に管

理及び点検をします。

- (5) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。
- (6) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置に設置します。
- (7) 受水槽利用者へ非常用給水栓の設置と利用方法、利用規則について周知を行います。
- (8) 住民等への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- (9) 非常用給水栓の使用を開始する前に、残留塩素が、基準値0.1mg/L以上であることの確認をします。
- (10) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、要綱第12条の規定に基づき、「非常用給水栓使用届」（第6号様式）により、水道事業管理へ報告をします。
- (11) 非常用給水栓の設置状況について、年1回、報告書（管理状況写真付）を水道事業管理者へ提出します。
- (12) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、要綱第7条の規定に基づき、改めて申込手続きを行います。
- (13) 要綱第13条の規定に基づき、水道事業管理者が受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等の点検を行うことを承諾します。
- (14) 非常用給水栓を撤去する場合は、要綱第14条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」（第8号様式）を水道事業管理者へ提出します。
- (15) 要綱第15条各号のいずれかに該当するときは、水道事業管理者の命じるところにより非常用給水栓を撤去します。
- (16) 受水槽の定期点検、定期清掃、水質管理を法令に従い適正に行います。
- (17) 対象建物又は給水装置の権利を第三者に売買又は譲渡する場合には、本誓約内容について継承します。